給水等に関する協定書

昭島市長(以下「甲」という。)と、事業主 (以下「乙」という。) とは、乙が昭島市 町 丁目 番 号に建設する標記の給水等について、次のと おり協定を締結する。

(給水の方式)

第1条 当該建築物への給水は、配水管から分岐し、乙の増圧給水設備を介して給水を行うものとする。 なお、増圧給水設備以下装置の設計及び施工に当たっては「受水タンク以下給水施設の設置基準」 (昭島市水道部基準)を準用するものとする。

(水道メーター等)

第2条 甲は、水道メーター(市貸与)による使用水量の計量、料金徴収等の業務を行うものとする。 なお、増圧給水設備以下については、乙の責任において行うものとする。

(維持管理等)

- 第3条 増圧給水設備設置者等管理責任を有する者は、次の機能について1年以内ごとに1回の定期点検を 行わなければならない。
 - ① 逆流防止機能
 - ② 運転制御機能
 - ③ ①, ②のほか正常な運転に必要な機能
 - 2 前項に要する費用は、すべて乙の負担とし、万一事故等ある時は、入居者に周知徹底するものとする。

(協定の承継)

第4条 乙が当該建築物を他に譲渡する場合は、この協定を新たな譲受人に承継するものとする。

(協議)

第5条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めない事項については、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 昭島市朝日町四丁目23番28号 氏 名 昭島市長

乙 住 所氏 名